

いこいの家を

夜間・休日に利用しませんか？

川崎市いこいの家では、開館時間外に市民活動団体にご利用いただけます。

利用開始までは以下のステップです！！

ステップ1:利用登録申請

利用資格に
該当する事
を確認！！



利用登録のため、申請書をメールやFAXで
提出します

ステップ2:ICカード登録と利用方法の確認

施設の開閉・利用方法を施
設職員にお尋ねください

夜間・休日に利用したいいこ
いの家でICカードを登録し
ます



Suica,PASMO,
免許証が使え
ます

ステップ3:いこいの家を予約



年度内の予約が
できます

専用ウェブサイトでいこいの家
のご利用日時を予約します



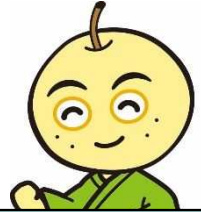
ステップ4:予約日時にいこいの家を利用

登録したICカードでいこいの家
をご利用できます



いこいの家44箇所が対象です。渡田、梶ヶ谷いこいの家は直接いこいの家へお問合せ
ください。詳しくは裏面をご覧ください。

詳細内容は
こちらです



利用者資格

5名以上で構成する市民活動を行う団体で、川崎市または施設開放委員会が認める団体
※「趣味のサークル活動」、「営利を目的とする活動」、「政治や宗教活動に関する活動」、その他
社会通念に反する活動にはご利用いただけません。

市民活動：市民が自発的かつ継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない、地域に開かれた活動

※年齢の制限はありません。

利用対象施設と利用時間、利用料

◆市内のいこいの家のうち46か所で利用できます。(高津いこいの家・百合丘いこいの家を除く46か所)

◆月曜日から土曜日の17時から21時、日曜日・祝日の9時から16時にご利用いただけます。(野川いこいの家は日曜日・祝日は9時30分～16時。) ※利用希望日の3日前(土曜日、日曜日及び祝日、12月29日から翌年の1月3日を除く)までに利用予約が必要です。

敬老の日および年末年始(12月29日から1月3日までを除く)は利用できません。

◆利用料：無料

利用登録の申請方法

◆渡田いこいの家・梶ヶ谷いこいの家 ⇒ 各いこいの家へお問い合わせください。

◆その他44か所のいこいの家(高津いこいの家・百合丘いこいの家を除く)

川崎市のホームページに記載されている「夜間・休日等施設利用登録申請書(第1号様式)」をダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、以下の申請先にメール・郵送・FAXのいずれかで申請してください。承認後に連絡責任者の方へ利用登録完了メールを送ります。

◆利用までの手続きや遵守事項などの詳細は、以下の川崎市ホームページを御確認ください。

問い合わせ・申請先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課 いきが係

電話 044-200-2638 FAX 044-200-3926

Email 40zaitak@city.kawasaki.jp

川崎市のホームページ：<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000072653.html>



川崎市ホームページ

